

令和7年6月30日
総 長 裁 定

社会連携講座等検証・改革委員会の設置について

(趣旨)

第1条 社会連携講座さらには企業等との共同研究等に関する制度の運用状況について検証し、迅速に制度の改革を図るため、本学に社会連携講座等検証・改革委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(調査及び検証等)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検証を行い、その結果に基づいて改革策を策定する。

- (1) 社会連携講座の設置審査
- (2) 社会連携講座設置後の運営管理
- (3) 教職員の倫理意識の徹底
- (4) 前3号のほか、社会連携講座の制度に関する課題等
- (5) その他委員会が必要と判断する事項

2 委員会は、対象及び方法等を定めて社会連携講座に関する調査を行い、検証を進める。その際委員会は、必要に応じて企業等との共同研究等に対象を拡大して検証を行うことができる。

(組織)

第3条 委員会は、総長が指名する者をもって組織する。

- 2 座長及び副座長は、総長が指名する。
- 3 座長は、必要と認める場合は、委員以外の者を出席させ意見を聴取することができる。

(協力義務)

第4条 委員会の調査対象となる部局及び教職員は、最優先で調査等に全面的に協力しなければならない。

(事務)

第5条 委員会の事務は、本部学術振興企画課、本部産学連携法務課、本部法務課及び本部人事企画課の協力を得て、本部総務課が行う。

附 則

この裁定は、令和7年6月30日から実施する。

社会連携講座等検証・改革委員会委員 名簿

◎座長、○副座長（敬称略）

氏名	備考
◎相原博昭	理事・副学長 (経営企画、予算配分、教員人事、施設)
齊藤延人	理事・副学長 (研究、懲戒、病院)
林香里	理事・副学長 (国際、ダイバーシティ&インクルージョン)
○角田喜彦	理事 (事務組織、人事労務、法務、コンプライアンス)
佐藤岩夫	執行役・副学長 (ガバナンス改革)
伊藤たかね	副学長 (ダイバーシティ教育、多様性包摂共創センター、 SOGI多様性)
岡部徹	副学長 (研究インテグリティ・セキュリティ推進、利益相反、安全 保障輸出管理、国際協創、ファンドレイジング)
宮野勉(※)	弁護士 (アンダーソン・毛利・友常法律事務所)
三尾美枝子	弁護士(紀尾井町法律事務所) 産学協創推進本部 国際オープンイノベーション機構マネジ メント部門 特任研究員
亀井純子	監事
山口大介	監事

(※)は外部委員